

平成 28 年度定期監査(9) (建築工事) 監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 28 年度定期監査(9)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 概要

(1) 実施時期

平成28年12月8日から平成29年2月2日までの間において実日数4日間

(2) 方針

平成28年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

ア 一般的事項

(ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。

(イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。

(ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。

(エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ、単価、歩掛り等は適切か。

(オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。

(カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。

(キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。

(ケ) 工事および工程の管理・監督(監理)は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

(イ) 法令手続は、遵守されているか。

(ウ) 学校生徒(児童)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

(エ) 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行わ

れているか。

(オ) 工事関係書類の確認および管理・監督（監理）は、適切に行われているか。

(3) 対象工事

ア （仮称）練馬区立大泉高齢者センターほか新築工事
（仮称）練馬区立大泉高齢者センターほか新築機械設備工事
（仮称）練馬区立大泉高齢者センターほか新築電気設備工事
（仮称）練馬区立大泉高齢者センターほか新築工事監理等業務委託
[練馬区大泉学園町一丁目 34 番]

イ 練馬区立関町図書館大規模改修工事
練馬区立関町図書館大規模改修機械設備工事
練馬区立関町図書館大規模改修昇降機設備工事
練馬区立関町図書館大規模改修電気設備工事
練馬区立関町図書館大規模改修工事監理等業務委託
[練馬区関町南三丁目 11 番 2 号]

(4) 対象部課

ア 施設管理担当部施設整備課
イ 高齢施策担当部高齢社会対策課
ウ 環境部清掃リサイクル課
エ 土木部道路公園課
オ 教育委員会事務局教育振興部光が丘図書館

2 監査結果

適正に行われていた。